

令和8年度日向市教育交流協定締結支援業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度日向市教育交流協定締結支援業務委託

2 目的

本業務は、日向市において、幼児期から小学校及び中学校段階までを主な対象として外国語教育の充実を図るため、母国語又は公用語が英語である外国自治体等との教育交流の可能性について調査及び検討を行い、協定締結先の選定並びに教育交流協定の締結に向けた支援を行うことを目的とする。

また、本業務は、教育交流協定の締結に向け、協定に基づき検討し得る教育交流の内容を幅広く整理し、提案するとともに、協定における合意事項、締結手続、締結式その他必要な準備に関する整理を行うことを含むものとする。

さらに、本業務においては、教育交流協定を通じて、児童生徒の外国語学習意欲及び国際理解の向上、教職員の資質向上、学校間及び地域間の交流促進、保護者及び地域住民の国際理解の深化、ひいては日向市の魅力向上及び将来的な地域活性化につながる可能性を見据え、市全体として期待される効果についても整理するものとする。

なお、本業務は、教育交流協定の締結先選定、締結支援及び協定に基づき検討し得る交流内容の提案までを対象とし、協定締結後の個別事業の実施、外国語指導助手の招致、受入支援、運営体制の構築、管理業務その他具体的な実務運用に関する事項は本業務に含まれないものとする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

4 業務内容

受託者は、日向市と協議の上、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 受託者が行う業務

ア 協定先自治体の選定に係る支援

受託者は、教育交流協定締結に向け、協定先自治体の選定に係る支援を行う。

- (ア) 候補自治体に関する調査及び情報収集
- (イ) 候補自治体比較資料及び提案資料の作成
- (ウ) 協定締結に係る論点整理
- (エ) 照会資料その他必要資料の作成

なお、上記の各業務における候補自治体の選定及び比較に当たっては、人口規模、地理的要因、本市との親和性、幼児期から小学校及び中学校段階までの教育交流との適合性、交流継続の可能性、オンライン交流その他多様な交流手法の実現可能性、交流実施体制の確保の実現性、市全体への波及効果その他必要な観点を踏まえて整理すること。

イ 協定先自治体との事前打合せ等に係る支援

受託者は、協定締結に向けた事前打合せ等について支援を行う。

- (ア) オンライン又は対面による打合せ準備及び運営支援
- (イ) 日程調整及び連絡調整支援
- (ウ) 必要に応じた通訳及び翻訳支援
- (エ) 議事要旨案及び確認事項整理資料の作成
- (オ) 協定締結後に検討し得る教育交流の内容、実施に当たっての基本的な考え方、役割分担に関する論点、連絡調整方法、費用負担の基本的な整理、相手自治体が協力し得る事項、個人情報の取扱いに関する基本的留意事項その他協定締結時点で確認を要する事項の整理

ウ 協定締結に要する事前準備支援

受託者は、教育交流協定締結に向け、必要な事前準備支援を行う。

- (ア) 協定書案（日本語版及び英語版）の作成支援
- (イ) 協定書案に係る修正提案及び整理
- (ウ) 必要に応じた別紙、覚書等の作成支援
- (エ) 説明資料等の作成支援
- (オ) 協定締結時に必要な別紙（確認事項整理表、交流メニュー案、実施条件整理表、役割分担整理表、連絡体制整理表、相手自治体の協力事項整理表その他必要資料）の作成支援

エ 協定先自治体への渡航準備支援

受託者は、協定締結に必要な範囲で、協定先自治体への渡航に係る準備支援を行う。

- (ア) 渡航日程調整及び渡航手配支援
- (イ) 渡航に必要な資料作成支援
- (ウ) 調印式及び渡航に係る費用並びに滞在費等の整理
- (エ) 日向市側参加者数、行程、相手方との役割分担その他必要条件の整理

オ 教育交流内容の整理及び提案

受託者は、教育交流協定に基づき検討し得る教育交流の内容について、幼児期から小学校及び中学校段階までを主な対象として、幅広く整理し、日向市に提案するものとする。

当該整理及び提案に当たっては、次に掲げる事項を含むものとする。

- (ア) 想定される教育交流メニューの整理
(例：外国語指導助手の招致、オンライン交流、学校間交流、教職員交流、教材又は学習素材の共有、文化紹介、行事交流、相互理解を促進する取組その他教育交流に資する取組)
- (イ) 各教育交流メニューの対象、実施形態、実施時期、実施条件及び期待される効果の整理
- (ウ) 幼児期、小学校及び中学校の各段階に応じた教育交流の可能性及び留意事項の整理
- (エ) 各教育交流メニューの優先順位、実現可能性及び継続可能性に関する整理
- (オ) 教育交流協定を通じて期待される学校教育上の効果並びに保護者、地域住民、地域間交流その他市全体への波及効果に関する整理

カ ロードマップ（案）作成支援

受託者は、本協定締結後に検討し得る教育交流の内容、段階的な進め方及び課題等を整理したロードマップ（案）を作成し、日向市へ提出する。

ロードマップ（案）には、次に掲げる事項を含むものとする。

- (ア) 協定締結後に検討し得る教育交流の段階的な工程（交流活動の枠組み及び選択肢）
- (イ) 関係機関との調整事項
- (ウ) 教育交流の実施可否及び優先順位の判断に向けた課題整理（準備事項、留意点等）
- (エ) 幼児期から小学校及び中学校段階までの教育交流の質の確保に資する取組
- (オ) 国の制度及び財政措置等に関する情報整理
- (カ) 市全体への効果及び波及可能性に関する整理
- (キ) 協定書案と整合した教育交流の検討資料として必要な役割分担、連絡体制、記録及び成果共有の考え方に関する整理
- (ク) その他必要な事項

なお、ロードマップ（案）は検討資料として作成するものであり、将来の事業実施、予算措置、契約方式、契約締結又は契約金額を確約するものではない。

キ その他、協定締結に伴い必要な支援

- (ア) 関係機関調整に必要な資料作成
- (イ) 業務進捗管理及び課題整理
- (ウ) その他、日向市が必要と認める事項

(2) 協定締結に係る条件

ア 交付税措置等に係る条件

協定締結に当たっては、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）第9条別表その他国の制度及び財政措置等の趣旨に照らし、外国自治体との協定内容及び交流内容を日向市と協議の上で整理するものとする。

イ 協定先自治体に係る条件

協定先自治体は、母国語又は公用語が英語である自治体を対象とし、あわせて幼児期から小学校及び中学校段階までの教育交流の実施可能性、継続性及び本市との親和性を有するものとする。

(3) 将来業務との関係

日向市は、本業務の成果、履行状況、予算措置、関係法令、その他必要な手続を踏まえ、必要があると認める場合に限り、教育交流に関する追加的な調査、検討又は支援業務について、受託者と別途協議を行うことがある。

ただし、この規定は、将来の事業実施、予算措置、契約方式、契約締結又は契約金額を確約するものではなく、受託者に対し優先的地位その他何らの権利を付与するものではない。

5 成果物

受託者は、日向市と協議の上、次に掲げる成果物を提出するものとする。

- (1) 候補自治体調査資料
- (2) 比較検討資料
- (3) 議事要旨、協議内容整理資料及び協定書案に係る修正経過整理資料
- (4) 協定書案（日本語版及び英語版）
- (5) 締結式運営計画案
- (6) ロードマップ（案）
- (7) 協定に基づき検討し得る教育交流内容整理・提案資料
- (8) 協定締結後に検討すべき事項及び留意点整理資料
- (9) 想定されるリスク一覧及び対応方針整理資料
- (10) 協定書案に付属して検討する役割分担整理表、連絡体制整理表、相手自治体の協力事項整理表、協議記録その他必要資料
- (11) その他日向市が必要と認める資料

提出方法、提出期限及び提出回数については、日向市と受託者が協議の上定める。

6 受託者の責務

(1) 業務遂行

受託者は、本業務の目的に沿い、誠実に業務を遂行すること。

(2) 進捗管理及び報告

受託者は、業務の進捗状況について、日向市へ適宜報告を行うこと。

また、受託者は、日向市と協議の上、定期的に業務の進捗、課題及び今後の対応方針を整理した報告を行うこと。なお、重要な課題又は協定締結に影響を及ぼすおそれのある事項が生じたときは、速やかに日向市へ報告すること。

受託者は、進捗報告に当たり、候補自治体の比較状況、想定される教育交流内容の整理状況、教育交流メニューの提案内容及び協定締結先としての適否に関する論点を明らかにすること。

また、受託者は、相手自治体との協議状況、合意済事項、継続協議事項その他日向市が必要と認める事項について、日向市の求めに応じ整理し報告すること。

(3) 情報管理

受託者は、本業務により知り得た情報を適切に管理し、第三者へ漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(4) 成果物の確認

受託者は、成果物の内容について誤り、脱漏等がないよう十分確認を行うこと。

7 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、日向市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

8 諸経費

(1) 業務委託料には、次に掲げる経費を含むものとする。

- ① 資料収集及び資料作成に係る経費
- ② 協定書案作成支援に係る経費
- ③ 締結式支援に係る経費
- ④ ロードマップ(案)作成に係る経費
- ⑤ 通訳及び翻訳支援に係る経費
- ⑥ 日程調整及び連絡調整支援に係る経費
- ⑦ 受託者の渡航準備に係る経費
- ⑧ その他本業務に必要な経費

(2) 業務委託料には、次に掲げる経費を含まないものとする。

- ① 日向市職員その他日向市側参加者の旅費、宿泊費、査証取得等に係る実費
- ② 協定先自治体側で発生する経費
- ③ 会場使用料等の実費
- ④ その他別途協議が必要な経費

9 支払方法

支払方法については、成果物の提出及び検査終了後に一括払いとする。

10 その他

(1) 個人情報保護

受託者は、個人情報を取り扱う場合は、関係法令及び日向市の定める規程を遵守し、適切に管理すること。

(2) 法令遵守

受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令及び日向市の定める規程を遵守すること。

(3) 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ日向市の承認を得た場合はこの限りでない。

(4) 成果物の利用

本業務により作成された成果物は、将来、日向市が教育交流協定締結先の選定、教育交流事業の内容の検討、予算要求又は別途契約手続を行うための基礎資料として使用することができるものと

する。

(5) 履行の確保

受託者は、この仕様書に定める事項について業務を履行すること。なお、契約期間内に業務を履行する見込みがないと認められる場合又は業務の目的を達することができないと考えられる場合は、必要に応じて日向市と受託者が協議を行うものとする。それにもかかわらず改善の見込みがないと日向市が判断した場合は、契約を解除することがある。

(6) 協議

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて日向市と受託者が協議の上定めるものとする。